

(注) 担当窓口は、住吉区役所を例に記載していますが、実際の転出先の市区町村の役所ごとに各業務を担当する窓口が異なりますので、事前にご確認ください。

項目	対象となる方など	内容		(注) 担当窓口
転出届(住民異動届)に関すること				
住民登録 (大阪市外へ 転出される方)	住吉区の住所 が記載された 住民票が 必要な方	転出証明書(特例転出を除く)の発行を受けてください。 異動日前日までの内容を記載した住民票が発行できます。 免許証等(本人確認用)をご持参ください。	1階 14番	住民情報課 (登録) (06) 6694-9963
印鑑登録・マイナンバーカード等に関すること				
印鑑登録	印鑑登録を されている方	異動日前日までは印鑑証明書が発行できます。 お使いのカードを返却してください。 なお、異動日以降は自動的に失効します。	1階 13番	住民情報課 (登録) (06) 6694-9963
在留カード等	外国籍を お持ちの 住民の方	【転出先市町村窓口】 担当窓口にて在留カード等をご提示ください。	1階 14番	
住民 基本台帳 カード	カードを お持ちの方	【転出先市町村窓口】 担当窓口で住民基本台帳カードをご提示ください。 ※異動日より14日を経過すると継続利用処理が出来なくなりますのでご注意ください。	1階 15番	
マイナンバー (個人番号) カード	マイナンバー (個人番号) カードを お持ちの方	【転出先市町村窓口】 担当窓口で個人番号カードをご提示ください。 ※異動日より14日を経過すると継続利用処理が出来なくなりますのでご注意ください。	1階 15番	住民情報課 (登録) (06) 6694-9965
	公的個人 認証サービス ご利用の方	住所変更を行うと署名用電子証明は失効します。 【転出先市町村窓口】 継続して公的認証サービスを利用するために、 『電子証明書』の交付手続きを行ってください。 (パスワードの確認等を行います。)		